

お知らせ



国土を **整え**、全力で **備える**
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和 6 年 11 月 5 日

情報解禁日時: 令和6年11月11日(月)午前10時

同時発表先 : 島根県政記者会・出雲市政記者クラブ

宍道湖において行政代執行を実施します ～不法造成地の除去に踏み切ります～

国土交通省中国地方整備局では、別図の一級河川斐伊川水系斐伊川(宍道湖)において河川法の許可なく不法に埋立造成された土地について原状回復を行うため、令和6年11月11日(月)より行政代執行法に基づく代執行に着手します。

当日は現地において行政代執行開始を宣言した後に作業を開始します。

- 行為箇所: 島根県松江市玉湯町湯町地内(別図のとおり)
- 処分理由: 河川法違反
- 根拠条文: 行政代執行法第2条
- 工事着手日: 令和6年11月11日(月) 10:00より

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

出雲河川事務所

TEL(0853)21-1850 【代表】(平日 8:30～17:15)

総括保全対策官

さなだ じゅんじ
眞田 淳二

【担当】

占用調整課長

にしうら しんたろう
西浦 慎太郎

○ 出雲河川事務所ウェブサイト <http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/>

【別圖】

